

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の一部改定について

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の工程「刷版」におけるグリーン基準を下記のとおり改定する。

記

1. 改定の内容

【現行】

工程	グリーン原則	グリーン基準
刷版	②温暖化防止、省資源、有害物質・VOCの発生抑制に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現像システムの環境負荷低減に取り組んでいること 〈水準－1〉ケミカルレス（現像液不要）の印刷版を使用していること 〈水準－2〉ケミカル現像印刷版を使用している場合は、環境配慮型刷版現像システムを使用していること

【改定】

工程	グリーン原則	グリーン基準
刷版	②温暖化防止、省資源、有害物質・VOCの発生抑制に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現像システムの環境負荷低減に取り組んでいること (1)環境配慮型現像機の使用 〈水準－1〉スリースター認定の現像機を使用（購入）していること 〈水準－2〉ワンスター認定以上の現像機を使用（購入）していること (2)環境配慮型プレートの使用 〈水準－1〉スリースター認定のプレートを使用（購入）していること 〈水準－2〉ワンスター認定以上のプレートを使用（購入）していること (3)環境配慮型現像液の使用 〈水準－1〉スリースター認定の現像液を使用（購入）していること、または現像液を使用しない現像システムであること 〈水準－2〉ワンスター認定以上の現像液を使用（購入）していること

(注) スリースター認定、ワンスター認定とは、G P 資機材認定制度における環境配慮の度合いを示すスターの数をさす。

2. グリーンプリンティング工場認定制度との関係

本グリーン基準の改定は、G P 資機材認定制度における製版関連資機材の「環境配慮型現像機」、「環境配慮型プレート」、「環境配慮型現像液」の認定基準が設定されたことに伴い、見直しを図ったものである。グリーンプリンティング工場認定基準として本基準を運用する。

3. 改定日

平成23年9月1日

4. グリーンプリンティング工場認定基準への適用日

本改定のグリーンプリンティング工場認定基準における運用については、平成24年3月1日から適用する。

以 上